

# 家庭の環境アクション推進事業 審査委員会設置要綱

(制定) 令和 7 年 4 月 25 付 7 都環公地温第 836 号

## (目的)

第 1 条 本要綱は、「家庭の環境アクション推進事業募集要領」（以下「募集要領」という。）に基づき公募に参加した者（以下「応募者」という。）から、公正かつ適切に、家庭の環境アクション推進事業における助成対象事業者を選定するために設置する、「家庭の環境アクション推進事業審査委員会」（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

## (選定方法)

第 2 条 委員会は、募集要領に基づき応募のあった提案を、別に定める審査基準に基づき、応募者から提出された書類、提案内容のプレゼンテーション及び質疑応答によって審査し、事業者を選定する。

## (組織)

第 3 条 委員会は、委員（委員長を含む。）をもって組織する。

## (委員)

第 4 条 委員は、以下の職にある者をもって充てる 4 名とする。ただし、委員がやむを得ない事情等により出席できない場合において、委員長が必要と認めるときは、当該委員が指名する者を代理者として出席させることができる。

委 員 東京都地球温暖化防止活動推進センター センター長  
東京都地球温暖化防止活動推進センター 建物脱炭素化・創エネ推進担当課長  
環境局 気候変動対策部家庭エネルギー対策課長  
環境局 気候変動対策部地域エネルギー課長

2 委員会が必要と認める場合には、臨時の委員を置くことができる。

3 委員会は、応募者に対してヒアリング等を実施することができる。

## (委員長の職務及び代理)

第 5 条 委員会の委員長は東京都地球温暖化防止活動推進センター センター長とする。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

## (委員の任期)

第 6 条 委員の任期は、委員委嘱の日から審査結果を通知した日までとする。

#### **（委員会の招集等）**

第7条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開催できない。

3 委員長が必要と認める場合には、オンライン（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法をいう。以下同じ。）を活用した委員会を開催することができる。

また、必要に応じて関係書類の持ち回り等により会議の開催に代えることができる。

4 前項の委員会におけるオンラインによる委員の出席は、第2項の出席に含めるものとする。

#### **（関係者の出席等）**

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

#### **（ヒアリングの実施）**

第9条 委員会は、応募者から提出された書類に基づきヒアリングを実施する。

2 ヒアリングに際して、各委員は職員の中から選出した補助員を置くことができる。

#### **（守秘義務）**

第10条 委員会に関係する者は、委員会に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

#### **（職責）**

第11条 委員は、応募者に対していかなる援助も行ってはならない。

#### **（委員会の非公開）**

第12条 委員会は、非公開とする。

#### **（庶務）**

第13条 委員会の庶務は、公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）において処理する。

#### **（その他）**

第14条 この要綱で定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則（令和7年4月25日付7都環公地温第836号）

1 この要綱は、決定の日から施行する。

2 この要綱は、募集要領6の規定に基づき、公社が全ての応募者に対して審査結果を通知した日に、その効力を失う。